

1. 国の方針

高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で発生届の対象を65歳以上の方など4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進める。

2. 開始時期

令和4年9月26日（月）

3. 発生届出の対象（全陽性者の約2割）

①65歳以上の者

②入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が診断した場合も含まれる。

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は
新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

- 届出対象となる方（65歳以上など、リスクの高い方）には、これまでどおり、保健所や医療機関等が連携し、重点的な支援を継続する。
- 届出対象外となる方（65歳未満など、リスクの低い方）には、フォローアップセンターが相談体制（24時間）を確保し、必要に応じて医療機関につなぐなど、安心して自宅療養が行える環境を提供する。
- 届出の有無に関わらず、希望者には、県が運営する宿泊施設での療養や食料等の生活支援を継続する。
- 届出の有無に関わらず、入院や外来等の医療費の自己負担分の公費負担を継続する。

全数届出の見直しに伴う各対応の変更等について

9月26日（月）からの全数届出の見直しに伴う対応については、次のとおり。
なお、今後国の方針に変更等があった場合は、適宜変更する。

【9月21日現在】

項目	内容
①医療機関からの発生届	届出対象者は次の4類型に限定 ・65歳以上の者 ・重症化リスクがあり治療薬の投与等が必要と医師が判断する者 ・入院を要する者 ・妊婦
②感染者の全数把握	総数及び年代別のみ把握
③患者・濃厚接触者の外出自粛	届出の有無に関わらず、外出自粛要請を継続
④健康観察	届出対象外者への健康観察は終了 → 体調悪化時の連絡先（フォローアップセンター）を伝達
⑤宿泊療養	継続（希望者はフォローアップセンターの申請フォームから申し込み）
⑥食料等の生活支援	継続（希望者はフォローアップセンターの申請フォームから申し込み）
⑦入院・外来の公費負担	届出の有無に関わらず、公費負担を継続
⑧みなし陽性の取扱い	終了（～9/25）
⑨市町村への自宅療養者の情報提供	終了（～9/25）

※ 届出対象外者への外出自粛要請や体調悪化時の連絡先及び自宅療養者への災害時の対応を適切に周知するため、医療機関等でチラシを配布するとともに、県ホームページ上で広報を行う。